



転倒用保護具のS G基準（公開用）

一般財団法人 製品安全協会 制定 2025 年 6 月 1 日

一般財団法人 製品安全協会

委 員 名 簿

(同時進行していたペダルなし二輪遊具の専門部会で併せて審議した)

	氏 名	所 属 (委員は五十音順)
(部会長)	西田 佳史	東京科学大学
(委員)	井手川 直樹	一般社団法人日本キッズバイク安全普及推進協会
	大久保 政欣	一般財団法人自転車産業振興協会技術研究所
	岡島 和嗣	株式会社Ampus
	金井 淳一	アイデス株式会社
	金丸 淳子	元 公益財団法人共用品推進機構
	金 煥永	マイクロスクーター・ジャパン株式会社
	佐藤 文将	株式会社玉越工業
	佐藤 理沙	主婦連合会
	布施 真行	株式会社ダッドウェイ
	水谷 藤雄	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	柳田 裕里江	ピープル株式会社
	山田 宏幸	一般財団法人日本車両検査協会
	和田 慈	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 (NACS)
(オブザーバー)	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課	
	東京都 生活文化スポーツ局 消費生活部 生活安全課	
	山本 英俊	テュフズードジャパン株式会社
	奥野 祐一	一般財団法人日本文化用品安全試験所
(事務局)	一般財団法人製品安全協会	

転倒用保護具のSG基準

SG Standard for protective gear for knees, elbows, and palms

1. 基準の目的

この基準は、転倒用保護具の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、転倒用保護具について適用する。プロテクターともいう。

ここでいう転倒用保護具とは、転倒することを前提とした製品（キックスケーター、ペダルなし二輪遊具等）を使用する際に装着し、転倒時の衝撃から膝、肘、手のひらを保護するものをいう。

ただし、転倒時におけるすべての衝撃から膝、肘、手のひらを保護するものではない。

3. 種類

転倒用保護具の用途（装着部位）の種類は次のとおりとする。

- ・ 膝用：膝をついた時の打撲、擦傷、切傷等を保護したり、軽減させたりする。
- ・ 肘用：肘をついた時の打撲、擦傷、切傷等を保護したり、軽減させたりする。
- ・ 手のひら用：手のひらをついた時の擦傷、切傷等を保護したり、軽減させたりする。



転倒用保護具の用途（装着部位）の種類

4. 安全性品質

転倒用保護具の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	1. 外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、手指・人体等が触れる部分には傷害を与えるような鋭い角部、ばり、とがり等がないこと。 (2) 各部の接合は堅ろう、かつ、確実に、緩み、がたつき等がないこと。 (3) 長さ調節部は使用者の身体に確実に装着できること。	
2. 衝撃吸収性	2. 衝撃吸収性は、次のとおりとする。 膝用、及び肘用にあつては、衝撃吸収性試験を行ったときに、表1の基準値を満足し、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 強度	3. 強度は、次のとおりとする。 手のひら用にあつては、強度試験を行ったときに破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 材料	4. 材料は、次のとおりとする。 (1) 対象層が「未就学児」のものにあつては、繊維材料は、有害な影響を与えないものであること。 (2) 対象層が「未就学児」のものにあつては、合成樹脂製品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品は、人体に有害な影響を与えないものであること。	

5. 表示及び取扱説明書

転倒用保護具の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で、次の事項を表示すること。なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 申請者（製造事業者、輸入事業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 用途、対象層、サイズ	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	2. 製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう必要に応じて、図で明示すること。 (1) 表示及び取扱説明書は、必ずよく読み、それを守り、取り扱う旨。 なお、幼児に装着させる場合は、保護者が伝えて理解させる旨。 (2) 取扱説明書は、読んだ後は保管する旨。 ただし、以下の該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。 (3) 使用上の注意 ・ 転倒用保護具である旨。また、用途以外で使用しない旨 ・ 加工したり、改造したりしない旨 ・ 使用前に異状がないことを確認する旨。なお、異状が確認された場合は直ちに使用を中止する旨 ・ 調節部については、正しく調節し、固定箇所を確実に締めて適切にフィットした状態で使用する旨 ・ 装着後に関節が適度に曲がり、動きが過度に制限されないようにする旨 ・ お手入れ・洗濯方法についての情報 (4) SGマーク制度は、転倒用保護具の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度（有効期間は新規購入後3年間）である旨 (5) 問い合わせ先としての製造業者、輸入業者又は販売業者に関する次の情報 ・ 名称（必須）	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	・ 住所（任意） ・ 電話番号、問い合わせURL（少なくともいずれか一方は必須）	

転倒用保護具の解説

9/10～10/10 ページは削除

以上